

# 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構旅費規程

制 定 平成 22 年 12 月 1 日

最終改正 令和 3 年 7 月 1 日

## 第 1 章 総 則

### (目的)

- 第 1 条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）の役員及び職員（以下「職員等」という。）並びに職員等以外の者が機構の事業のために旅行する場合における旅費の支給について定め、経費の適正な支出を図ることを目的とする。
- 2 職員等及び職員等以外の者に対し支給する旅費については、法令等に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

### (用語の意義)

- 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 国内旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその各々に附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員等が機構の業務のため一時その勤務地（職員等及び職員等以外の者が勤務する事業所の所在地をいう。以下同じ。常時勤務する勤務地のない職員等については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員等以外の者が機構の依頼を受けた業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- 2 この規程において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

### (旅行命令等)

- 第 3 条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、理事長の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。
- (1) 次条第 1 項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 次条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 理事長は、業務上必要と認める場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 理事長は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合又は旅行者から業務上の必要、天災その他やむを得ない事情による変更の申請があった場合には、既に発した旅行命令等を変更することができる。

- 4 理事長は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 理事長は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、理事長が定める。

#### （旅費の支給）

第4条 職員等が出張した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

- 2 職員等が前項の規定に該当する場合において、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構就業規則（以下「就業規則」という。）第23条第2項第2号及び第62条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 3 機構の依頼に応じて職員以外の者が業務を遂行するため出張した場合には、その者に対して旅費を支給する。
- 4 職員等が、外部機関の依頼又は要求に応じて旅行した場合には、必要に応じ、旅費を支給する。
- 5 この規程により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令等を取り消された場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 6 この規程により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他本人の責に帰すべきでない事情により支給を受けた旅費の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した金額を旅費として支給することができる。
- 7 旅行者がこの規程による旅費により旅行することがその旅行における特別の事情により又はその性質上困難であると理事長が認めた場合には、実際に要した旅費を支給することができる。

#### （旅費の計算）

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数は現に要した日数とする。

第7条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は，その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の9割に相当する額，滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の8割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中，一時他の地に出張した日数は，前項の滞在日数から除算する。

第8条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が，その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において，居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは，当該旅行については，在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

（旅費の支給手続）

第9条 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構経理規程第6条第1項に定める会計責任者は，旅行命令簿等に基づき旅費を支給しなければならない。

2 旅費の支給は，精算払いで支給するものとする。

## 第2章 国内旅行の旅費

（国内旅費の項目）

第10条 国内旅行の旅費（以下「国内旅費」という。）は，鉄道運賃，船舶運賃，航空運賃，車賃，日当及び宿泊料とする。

（鉄道運賃）

第11条 鉄道運賃の額は，その乗車に要する旅客運賃のほか，次の各号に規定する急行料金及び座席指定料金による。

（1）急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には，急行料金

（2）座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には，座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金は，次の各号のいずれかに該当する場合に限り，支給する。

（1）特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

（2）普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第2号に規定する座席指定料金は，特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り，支給する。

（船舶運賃）

第12条 船舶運賃の額は，次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。），寝台料金及び座席指定料金による。

（1）運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には，中級の運賃

（2）運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には，下級の運賃

- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
  - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空運賃)

第13条 航空運賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、バスの旅客運賃による。

(日当)

第15条 日当の額は、別表第1の定額による。

- 2 行程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(在勤地内の旅費)

第16条の2 在勤地内の旅費については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する旅費を支給する。

- (1) 東京都特別区内又は同一市町村内における旅行の場合には、鉄道賃
- (2) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は別表第1の宿泊料

(在勤地以外の同一区域内旅行の旅費)

第16条の3 在勤地以外の同一地域内における旅行においては、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第11条、第12条又は第14条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

### 第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第17条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当については、本章に規定するところによる。

(外国旅費の項目)

第18条 外国旅行の旅費（以下「外国旅費」という。）は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、車賃、日当、宿泊料及び旅行雑費とする。

(鉄道運賃)

第19条 鉄道運賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- (5) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船舶運賃)

第20条 船舶運賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

(航空運賃)

第21条 航空運賃の額は、航空機の利用に要する最下級の旅客運賃による。

(車賃)

第22条 車賃の額は、実費額による。

(日当及び宿泊料)

第23条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第15条第2項及び第16条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊料について準用する。

(旅行雑費)

第24条 旅行雑費の額は、航空券の手配手数料、旅客サービス施設使用料、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

#### 第4章 雑則

(旅費の調整)

第25条 理事長は、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合に、不当に旅行の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 旅費の全額が機構以外の者から旅行者に支給される場合には、その旅行者に対して旅費は支給しない。

3 旅費の一部が機構以外の者から旅行者に対して支給される場合には、その旅行者に対してこの規程により支給されるべき旅費の額から機構以外の者から支給される旅費の額を差し引いた額を支給する。

4 理事長は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、理事長が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 理事長は、職員等について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員等に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、実施に際し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

2 第16条の規定にかかわらず、東京オリンピック・パラリンピック（令和3年7月23日から8月8日及び8月24日から9月5日）の期間中における宿泊料については、25,000円を限度に現に支払った額とする。

別表第1（第15条第1項，第16条第1項）

国内旅行の旅費（日当及び宿泊料）

区 分		役 員	職員以外の者 7級以上の職員	6級以下の職員
日当（1日当たり）		3,000円	2,600円	2,200円
宿泊料（1 夜当たり）	甲地方	14,800円	13,100円	10,900円
	乙地方	13,300円	11,800円	9,800円

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方とは、埼玉県さいたま市，千葉県千葉市，東京都特別区，神奈川県横浜市・川崎市・相模原市，愛知県名古屋市，京都府京都市，大阪府大阪市・堺市，兵庫県神戸市，広島県広島市及び福岡県福岡市をいい，乙地方とはその他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には，乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第2（第23条第1項）

外国旅行の旅費（日当及び宿泊料）

区 分		役 員	職員等以外の者 7級以上の職員	6級以下の職員
日当（1日当たり）	指定都市	8,300円	7,200円	6,200円
	甲地方	7,000円	6,200円	5,200円
	乙地方	5,600円	5,000円	4,200円
	丙地方	5,100円	4,500円	3,800円
宿泊料（1夜につき）	指定都市	25,700円	22,500円	19,300円
	甲地方	21,500円	18,800円	16,100円
	乙地方	17,200円	15,100円	12,900円

	丙 地 方	15,500円	13,500円	11,600円
--	-------	---------	---------	---------

備考

- 1 表中の「指定都市，甲地方，乙地方及び丙地方」とは，次の各号に規定する地域とする。
  - (1) 指定都市 シンガポール，ロサンゼルス，ニューヨーク，サンフランシスコ，ワシントン，ジュネーブ，ロンドン，モスクワ，パリ，アブダビ，ジッダ，クウェート，リヤド及びアビジャンの地域
  - (2) 甲地方 北米地域，欧州地域及び中近東地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で，アゼルバイジャン，アルバニア，アルメニア，ウクライナ，ウズベキスタン，エストニア，カザフスタン，キルギス，ジョージア，クロアチア，コソボ，スロバキア，スロベニア，セルビア，タジキスタン，チェコ，トルクメニスタン，ハンガリー，ブルガリア，ベラルーシ，ポーランド，ボスニア・ヘルツェゴビナ，マケドニア旧ユーゴスラビア共和国，モルドバ，モンテネグロ，ラトビア，リトアニア，ルーマニア及びロシアを除いた地域
  - (3) 乙地方 大洋州地域として2で定める地域及び指定都市，甲地方並びに丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）
  - (4) 丙地方 アジア地域（本邦を除く。）中南米地域，アフリカ地域及び南極地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でインドシナ半島（シンガポール，タイ，ミャンマー及びマレーシアを含む。），インドネシア，大韓民国，東ティモール，フィリピン，ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域
- 2 1に規定する「北米地域，欧州地域，中近東地域，大洋州地域，アジア地域（本邦を除く。），中南米地域，アフリカ地域，南極地域」とは，次の各号に規定する地域とする。
  - (1) 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。），グリーンランド，ハワイ諸島，バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
  - (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン，アルメニア，ウクライナ，ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，ジョージア，タジキスタン，トルクメニスタン，ベラルーシ，モルドバ及びロシアを含み，トルコを除く。），アイスランド，アイルランド，英国，マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島，マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
  - (3) 中近東地域 アラビア半島，アフガニスタン，イスラエル，イラク，イラン，クウェート，ヨルダン，シリア，トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
  - (4) アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン，アルメニア，ウクライナ，ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，ジョージア，タジキスタン，トルクメニスタン，ベラルーシ，モルドバ，ロシア及び前号に定める地域

- を除く。), インドネシア, 東ティモール, フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
- (5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸, 南アメリカ大陸, 西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
  - (6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域, ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ (ハワイ諸島及びグアムを除く。)
  - (7) アフリカ地域 アフリカ大陸, マダガスカル, マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ (アゾレス諸島, マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)
  - (8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ
- 3 船舶又は航空機による旅行 (外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。) の場合における日当の額は, 丙地方につき定める定額とする。